

教科用図書八重山採択地区協議会の状況について

沖縄県教育庁義務教育課

I 経緯

1 6月27日～8月22日

(1) 八重山採択地区協議会の状況

八重山採択地区協議会において混乱が生じている。

○要因：規約の改正や手続き等に課題があり、住民等に疑義が生じている。

- ①規約に定めた役員会を省いて、調査員が選定された。
- ②協議会委員の中から学校関係者が省かれた。
- ③規約が、採択作業の途中で変更された。

8/3 要請

(2) 八重山採択地区協議会への調査と要請

(八重山教育事務所を通して)

- 1 聞き取り(3教育長)
- 2 要請

「採択地区協議会の適正かつ公正な運営について」

- ・組織：学校関係者の追加
- ・議事録：説明責任
- ・規約に基づいた協議の実施

8/10

指導
助言

(3) 指導助言

- ①地域住民の理解を得る。
- ②規約の手続きを遵守し、地域住民に疑念を抱かせない
- ③採択に関しては、可能な限り話し合いで決するよう努力する。
- ④保護者や地域住民に対し、採択結果や理由に関する情報を積極的に公表する。

2 8月23日～

(1) 8/23 八重山採択地区協議会 採択 → 三市町教育委員会へ答申

(2) 8/26～ 三市町教育委員会議 採択決議

(3) 8/29 三市町教育委員会 → 八重山教育事務所に報告(三市町教育委員会の結果が異なる)

(4) 8/30 通知文書送付：八重山採択地区協議会及び三市町教育委員会

「採択地区協議会は、再度の合意形成を行い、期限までに、同一の教科書を採択し県教育委員会に報告する。」

II 県の対応方針

各採択地区において、適正かつ公正な採択が行われるよう、指導、助言、援助を行う。

○各採択地区協議会が行う採択について、県教育委員会が介入することはない。

○不適切な手順や事務手続き等については、指導助言を行う。

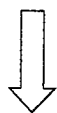
○八重山採択地区協議会を構成する3市町の教育委員会教育長の協議会審議事項に対する認識が異なるなどの混乱を收拾するため、協議会会長の了解のもと八重山教育事務所をとおして調整を図った。(事実確認、事実の整理、要請)

○県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に則り、「静ひつ」な採択環境を確保し、適正な採択が行われるよう教科用図書選定審議会の意見を基に指導助言を行った。(規約の遵守、静ひつな環境、公正・適正な採択)

○採択地区協議会は、種目ごとに同一の教科書を採択し県に報告する。

平成23年度教科用図書八重山採択地区の採択日程

(4月) 教科用図書の採択について (諮問)



「採択の基準」
「調査の観点」
「採択の方法」

(議案)

(4月) 教科用図書選定審議会



(5月) 教科用図書の採択について (答申)



県教育委員会

議決 (5月)

◎ 平成24年度に中学校及び特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

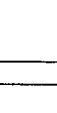
- 1 教科用図書の採択基準について
- 2 教科用図書の調査の観点について
- 3 教科用図書の採択方法について

指導、助言、援助 (「選定資料」の配布)



県立特別支援学校

(6月) 採択地区協議会 (6地区)



市町村教育委員会

(7月)



採択地区協議会採択

採択地区市町村教育委員会

採択地区協議会 採択

↑ 選定結果

選定委員会 選定

↑ 調査結果

調査委員 調査研究

(8月)

(8月中旬)

教育
事務所

採択結果 (採択協議会) 9/2

需要数報告 (教育委員会) 9/2



義務教育課

(9月) ・採択結果 (8月31日)

・需要数報告 (9月16日)

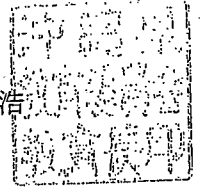
文部科学省への報告



教義第 10246 号
平成23年 8 月30日

教科用図書八重山採択地区協議会会長
石垣市教育委員会教育長
竹富町教育委員会教育長
与那国町教育委員会教育長 } 殿

沖縄県教育委員会
教育長 大城 浩



平成24年度に中学校で使用する教科用図書について（通知）

平成24年度に中学校で使用する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 4 項において、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」となっております。

については、貴採択地区において再度の合意形成を行い、期限までに同一の教科書を採択し、県教育委員会に報告するよう通知します。

記

- 1 報告期限 平成 23 年 9 月 2 日（金）
- 2 報告先 八重山教育事務所